

# お気軽にご利用ください

第3回

## 多くのみなさんと一緒に！

### 障害者支援連合会

障害者支援連合会では、現在4つのサークルが活動しています。このサークルを紹介しましょう。

▼レモンの会 福祉工房「亀のパン」就労支援

▼音訳サークル 須恵町の広報や議会だよりの朗読テープ作成と希望者への配布活動

▼ひなたぼっこ 須恵町社会福祉協議会主催の「手話入門講座」から誕生した手話

## 町からのささやかなお祝いです

平成16年度還暦祝賀式が、11月23日（火）にあおば会館で開催されました。



今年還暦を迎えられるのは、昭和19年4月2日から同20年4月1日に生まれた人たちです。対象者337人のうち、110人がこの式に出席されました。

式は、町長のあいさつや慰労激励のことばなどが還暦者へおくられました。つづいて、還暦者を代表して今泉三千男さん（甲植木区）から謝辞が述べられました。その後、祝宴が行われ歓談のひとときをすごしました。

#### サークル

▼点訳サークル 視覚障害者の希望に応じて点字文書が自由に作成できるように只今勉強中

※その他にも、療育サークル「さくらんぼ会」の人たちも活動に参加しています。これからは、多くの障害者の人々から切望されている、外出支援のガイドヘルプ活動の実現が今後の課題となっています。

障害者支援活動には、それぞれ専門的知識や技術が必要になります。サークルで学習し実践することで広い友人や仲間ができ、自身自身の生きがいや成長する心が得られるのではないのでしょうか。

障害者の人やそのご家族などからの支援を求める声が、私たちの活動の力になります。支援を望む声や支援したい声を、ボランティアセンターへお寄せください。

#### 問合せ先

ボランティアセンター事務局  
☎932・6300

## わくわくデイサロ～須恵町の介護予防事業です～

| 期 日 |        | 内 容          | 講 師  |
|-----|--------|--------------|------|
| 1月  | 19日(水) | フラワーソープおひなさま | 柴田先生 |
|     | 21日(金) | 転倒骨折予防教室     | 藤末先生 |
|     | 26日(水) | わくわくタイム      | 梅野   |
|     | 28日(金) | ほのほの体操       | 高濱先生 |
| 期 日 |        | 内 容          | 講 師  |
| 2月  | 2日(水)  | 綾華鑑          | 柴田先生 |
|     | 4日(金)  | フラワーアレンジメント  | 矢野先生 |
|     | 9日(水)  | ケアビクス        | 林崎先生 |

◆開催日時 毎週水・金曜日の朝 10:00～12:00  
◆年 齢 65歳以上の人  
◆自己負担 1回 300円  
※ 事前に予約が必要です。

◆場 所 ボランティアセンター1階リハビリ室  
◆定 員 30人  
◆申込み・問合せ先 須恵町社会福祉協議会 ☎933-2160

## 文化協会が創立20周年

須恵町文化協会（山口宏会長）が創立20周年を迎え、10月23日と24日にアザレアホールで記念行事が開催されました。

同協会は、須恵町の文化発展に寄与することを目的に、町内の40サークルが加盟して、昭和59年9月28日に設立総会を開催して誕生しました。現在は、48サークル714人の人が加入して活動しています。



「20歳の祭典」と題した記念行事では、和・洋舞踊や弦楽、歌謡、邦楽、教養の全6部の発表会が両日行われました。記念式典は24日に行われ、会長のあいさつや同協会発展の功労者への感謝状の授与などがありました。



その後、「太郎・花子の旅日記」と題した、日本全国を歌と踊りで渡り歩く旅めぐりが、会員と客席が一緒になって繰り広げられ20周年を祝いました。

## グリップが花どんたくをPR



第22回全国都市緑化ふくおかフェア アイランド花どんたく（福岡市・《財》都市緑化基金主催）が、本年9月9日から11月20日までの間、福岡市東区のアイランドシティで開催されます。この宣伝隊が昨年10月21日（木）に中嶋町長を表敬訪問しました。

この催しは、花と緑による交流を深め自然・歴史・文化を体験しながら、未来に向けての夢や希望を発信します。国内はもとより、世界各地からの花と緑の出演と多くの人たちが参加する魅力あふれる「花と緑の祭典」となります。マスコミキャラクターの名前は「グリップ」。グリーンとハッピーにちなんだものです。



## 架空請求ハガキにご注意を！

最近、全国的に「法務局認可特殊法人」と称して、債権回収を目的とした不審なハガキが出回っています。

福岡県内でも、この悪質な架空請求ハガキによる被害が発生しており、福岡法務局で実施している人権相談でも、この被害による相談が後をたちません。当局では、このような特殊法人の認可は行なっていないと。また「法務省（法務局）認可通達書」などもあ

りません。債権回収会社と類似の名前をかたった業者による、架空請求にご注意ください。

このような不審なハガキが届いた場合は、次のことを参考に対応してください。

▼ハガキの内容にまったく身に覚えがない場合は、架空の請求と思われるので無視すること。

▼差出人に直接電話連絡をすると、かけた側の電話番号

が知られ、かえってつけ込まれる恐れがあるので、こちらからは連絡しない。

▼ハガキは後に、トラブルとなった場合の証拠となるので保管しておき、その後も同様の行為が繰り返されるときは、念のため警察に相談する。

#### 問合せ先

福岡法務局人権擁護部 ☎721・9166